

通 教 月 報

診 療 情 報 管 理 研 究

令和 7 (2025) 年 2 月号

編 集 武田 隆久
発 行 人 〒102-8414 東京都千代田区三番町 9-15
一般社団法人 日本病院会 事業部教育課
TEL 03-5215-6647 (受講生専用)
FAX 03-5215-6648 (受講生専用)
URL <https://jha-e.jp/>
受付時間 10:00~17:00
(ただし、土・日・祝祭日、年末年始は除く)
発 行 日 毎月 1 日

病院機能評価と診療情報管理

二階堂 雄次

市立奈良病院 脳神経外科 名誉院長
基礎課程小委員会委員

病院で診療情報管理の仕事についていると、病院が医療機能評価機構による機能評価を受審するというのでその準備を求められることを経験する。実際に、病院機能評価において、診療情報管理という分野は重要な位置を占めている。ここでは、機能評価受審に当たっての診療情報管理士として知っておかねばならない点を述べておきたい。

審査で診療情報管理と密接に関係する大項目は 3 項目あり、それぞれ、第 1 領域 (患者中心の医療の推進) の「1.1.5 患者の個人情報を適切に取り扱っている」、第 3 領域 (良質な医療の実践) の「3.1.6 診療情報管理機能を適切に発揮している」、第 4 領域 (理念達成に向けた組織運営) の「4.1.4 院内で発生する情報を有効に活用している」である。具体的には、1.1.5 では、個人情報保護に関する規程の整備と職員への周知や個人情報の物理的・技術的保護などが問われ、「個人情報システムの安全管理に関するガイドライン 5.1 版」に沿った電子カルテのパスワード管理が適切になされているかなどがチェックされる。また、3.1.6 では診療情報の一元的管理や量的点検の実績が評価され、同意書などの紙文書原本がタイムスタンプの導入されていない施設では ID 毎に一元的管理がなされているかが評価される。4.1.4 では、医療の質や安全性、効率性の改善に向けた活動として、ベンチマークによる診療データの二次的有効活用やデータの真正性、保存性の確保としてシステムダウン時の対応やバックアップ体制の適否などが評価される。以上に述べた大項目以外にも、第 2 領域 (チーム医療による診療・ケアの実践) において、「2.1.2 診療記録を適切に記載している」での評価要素として「診療記録の質的 point 検」が重要であり、質的 point 検のチェック項目や評価者 (医師を含む多職種である必要がある)、結果のフィードバックの有無、point 検カルテ数などが問題となる。特に point 検カルテ数については解説書にも記載されていないが、少なくとも全医師 1 冊の point 検は求められるということを知っておくと良い。それ以外にも「1.5.2 診療の質の向上に向けた活動に取り組んでいる」の評価要素に臨床指標に関するデータの収集・分析がある。私たち診療情報管理士は、このような医療の質に深くかかわる位置にあり、常に診療情報管理を通じて、医療の質を高めていく努力を怠ってはならない。